

## 「建設資材や労働者等の準備期間を設定できる工事（準備期間確保工事）」 の試行要領

制 定	平成25年3月25日付け24農第2581号
一部改正	平成27年5月29日付け27農第 637号
一部改正	令和 2年2月10日付け元農第2357号
一部改正	令和 2年5月28日付け 2農第 781号
最終改正	令和 3年3月24日付け 2農第2708号

### 1 制度の目的

復旧・復興工事の増大によって、今後、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、当面の間、工事において準備期間を設定できることとするものである。

### 2 制度の概要

受注者が工事を円滑に施工するため、建設資材や労働者等の準備期間を加算した工期を設定できることとする。

なお、準備期間内に準備が整った場合は、速やかに着工することとする。

この制度により実施する工事を「準備期間確保工事」と呼ぶこととする。

### 3 運用方針

#### (1) 対象工事

ア 災害復旧工事など、緊急の必要により競争入札に付することができないことを理由に随意契約によることとする工事。

イ 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る復興事業。

#### (2) 準備期間

工期設定においては、標準工期又は積上げ工期の日数に準備期間を180日以内で加算できることとする。

準備期間の設定にあたっては、設計変更による所要日数の増減や工事中止による工期延長等を考慮した上で、予算年度内に完了するよう注意すること。

なお、着工後に諸事情から工期延長の必要が生じ、結果として繰越工事とせざるを得ない場合には、必要な手続きを適切に行うこと。

### 4 準備期間中の取扱い

#### (1) 前金払

準備期間確保工事に係る前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものと

し、その他については、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第35条による。

(2) 現場の管理について

契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

## 5 事務処理要領

(1) 積算関係

積算にあたっては、契約日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者の選択により、例えば工事期間が冬期間にかかるようになった場合でも、そのことによって発生する経費（積雪寒冷地における冬期補正や除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。

(2) 事務手続

事務手続については、下記の手続を行うこととする。

ア 手続1

(ア) 「起工伺」及び「金抜き設計書」の右上余白に「準備期間確保工事」と明示するとともに、「起工伺」の摘要欄に「準備期間確保工事であり、準備期間は〇〇日間とする」と記入するものとする。

(イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(第2章として追加し、以降の章番号を繰り下げる)

第2章 準備期間確保工事

この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（〇〇日間）内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。

また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

1 着工届の提出

着工届は、着工後、速やかに提出するものとする。

2 コリンズ登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。

#### 4 その他

準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

#### イ 手続 2

- (ア) 随意契約に係る見積書の徴取の通知（見積合わせの通知）に下記のとおり記載する。

この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日からの準備期間（〇〇日間）内に着工日を任意に設定できる。

- (イ) 「契約の方法及び見積の条件」の「2 見積の条件等」に下記のとおり記載する。（(〇)の〇は数字。適応する条項番号を記載する。）

(〇) この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（〇〇日間）内に着工日を任意に設定できる。

準備期間を活用する場合は、(〇)工期のただし書き及び(〇)現場代理人届等については、下記によるものとする。

ア 準備期間を活用する受注者は、契約締結日までに、別紙様式により着工日を報告するものとする。

イ 「工程表」は、着工日の前日までに提出するものとし、「現場代理人及び主任技術者等通知書」も同時に経歴書を添付して提出することとする。

ウ 準備期間確保工事に係る前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については約款第35条による。

エ 積算にあたっては、契約日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

オ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

- (ウ) 「契約の方法及び見積の条件」の特約条項に下記のとおり記載する。（〇は数字。適応する条項番号を記載する。）

ただし、特約条項の最後に記載した場合は、「この場合、特約条項第〇以下の各条項を4条繰り上げることとする。」を記載しない。

第〇 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。

第〇 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、

その他については、約款第35条による。

第〇 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

第〇 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

(注：特約条項第〇、〇、〇、〇は、準備期間を活用する場合に特約することとし、準備期間を活用しない場合は特約しない。この場合、特約条項第〇以下の各条項を4条繰り上げることとする。)

#### ウ 手続3

準備期間を活用する受注者は、契約締結日までに、「工期通知書」(別紙様式)を提出するものとする。

なお、工期通知書が提出されず、受注者が準備期間を活用しない場合は、以下の手続4、5、6は通常工事と同様に取り扱うものとする。

#### エ 手続4

(ア) 「工期通知書」において、準備期間内の着工であることを確認し、着工・完成の日を決定する。

(イ) 工事請負契約書に特約条項として下記のとおり記載する。(〇は数字。適応する条項番号を記載する。)

第〇 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。

第〇 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第35条による。

第〇 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

第〇 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

#### オ 手続5

受注者は、着工の前日までに「工程表」、「現場代理人及び主任技術者等通知書」を提出する。

受注者は、施工体制台帳を福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出する。

#### カ 手続6

(ア) 受注者は、着工日後速やかに「着工届」を提出する。

(イ) 着工日が工期通知書の予定日より早まった場合、発注者及び受注者は、速やかに工期の変更をしなければならない。

(ウ) 受注者は、受注時の「コリンズ登録」を、着工後に監督員の確認を受け、速やかに登録機関に登録申請を行う。

#### キ 手続 7

工事執行権者は、工事完成後、農林技術課長が指示する日までに「準備期間確保工事調査表」を農林技術課長へ提出する。

## 6 その他

この要領に定めのない事項については、通常工事と同様に取扱うこととする。

#### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 10 日以降に起工する工事から適用する。

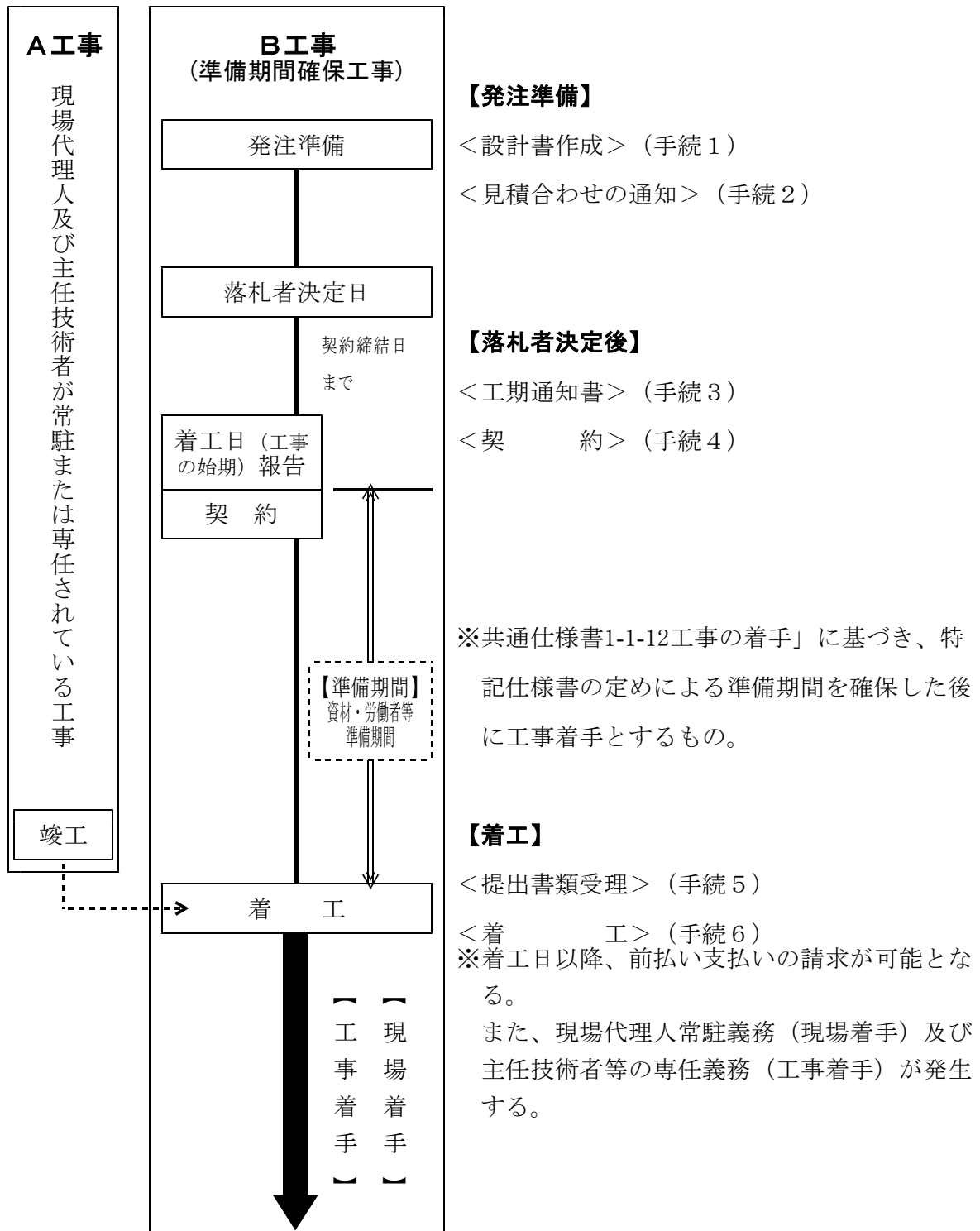
#### 附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

## 準備期間確保工事における事務手続きフロー



【参考】「現場代理人及び主任技術者等通知書」抜粋

《監督員確認欄》

職 氏名 ①	職 氏名 ②
現場代理人常駐義務発生日 (現場着手日)	主任技術者等の専任義務発生日 (工事着手日)
年 月 日	年 月 日

別紙様式

年 月 日

(契約権者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

## 工 期 通 知 書

下記のとおり着工日を決めましたので報告します。

記

1 工 事 番 号 第 一 一 号

2 工 事 名 ○○○○○○○○○工事

3 工 事 場 所

4 落札者決定日 年 月 日

5 工 事 の 始 期 年 月 日

※契約の締結までに提出すること

※契約書には本通知書により通知した着工日（工事の始期）を記載する。

## 準備期間確保工事調査表

〇〇年〇〇月〇〇日  
 〇〇〇〇事務所長

番 号	工 事 名	予算区分 現年/繰越/債務	発注時期 (月)	備考
例	福島復興〇〇〇〇工事	現年	7	
1				
2				
3				
4				
5				
事務所計	〇件			